

松くい虫等防除事業設計書作成の留意事項

松くい虫等防除事業の設計に当たっては、別に定める単価表に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 共通

- (1) 単価の算定は、治山林道必携と同様に単価表は四捨五入、明細表は切捨てとしている。
- (2) 設計金額は、工種等毎に千円未満を切り捨て、消費税等を加算すること。
- (3) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (4) 資材費は、「鳥取県県土整備部設計単価・歩掛決定要領」に基づき決定している。
- (5) 作成された警告板の所有権は、原則として、発注者に属するものとし、その後の管理に留意のこと。
- (6) 諸経費率は、「森林整備事業等の諸経費の取扱いについて（通知）」（令和2年2月7日付第201900285333号森林づくり課長通知）により、下記の率とし、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に基づき積算するものとする。
 - ① 共通仮設費率 2.79%
 - ② 現場管理費率 28.64%
 - ③ 一般管理費等率 24.52%
- (7) 気象条件等により空中散布作業ができずに延期となった場合は、出役人員分の勤務時間に相当する労務費を延期経費として加算することができる。
- (8) 単価表は事業実施に当たっての標準的なものであり、作業基地や散布地の実態に応じて必要な経費があれば、根拠を明確にした上で、別途計上することができる。
- (9) 燃料費等の資材単価は実情に合わせて最新の単価にて積算することができる。

2 作業種ごとの留意事項

(1) 緊急防除・空中作業

① 散布作業費、航空燃料運搬費

散布本数を数量に計上のこと。

散布量は、被害木の樹高を実測、目測、又は森林簿等既往の資料から確認し、決定すること。

被害材積は、被害木を実測、目測、又は森林簿等既往の資料から確認し、決定すること。

② 散布作業費

作業基地と散布区域の平均飛行距離を測定の上、散布作業料金表の散布形態に応じた単価を計上のこと。数量は①のとおり。

③大空輸費

複数の事業体が同一の航空会社及び同一の機体で実施する場合には、共通経費について事業主体数で按分すること。

④県内空輸費

同一作業日における係留基地と作業基地間の移動経費を計上する。

(例)

(ア) 係留基地A→作業基地→係留基地A

- ・ 移動経費（往復分）は当該作業基地を使用する実施主体が計上。

(イ) 係留基地A→作業基地1→作業基地2→係留基地A

- ・ 作業基地1, 2を使用する実施主体が同一の場合、移動経費の全てを実施主体が計上。
- ・ 作業基地1, 2を使用する実施主体が同一でない場合、移動経費の全てを実施主体で按分し計上。

(ウ) 係留基地A→作業基地1→作業基地2→係留基地B

- ・ 作業基地1, 2を使用する実施主体が同一の場合、係留基地Aから作業基地1, 2の移動経費を実施主体が計上。
- ・ 作業基地1, 2を使用する実施主体が同一でない場合、係留基地Aから作業基地1, 2の移動経費を実施主体数で按分し計上。

係留基地の変更を伴う場合、その移動経費を計上する。（移動前、移動後の係留基地を利用する実施主体数で按分する。）

(例)

(エ) 係留基地A→作業基地1→作業基地2→係留基地B

- ・ 作業基地2の散布後に次の散布に備えて係留基地Bへ移動する場合、作業基地2から係留基地Bの移動経費は、係留基地A及び係留基地Bを利用して散布を行う実施主体数で按分し計上。

(2) 緊急防除・地上作業

①薬剤購入費

薬剤散布基準に応じた薬剤量を計上のこと。

②薬剤運搬費、薬剤調合積込費、機械器具損料、機械器具燃料費

1基地当たりの単価としているので、実際の基地数を計上のこと。